

電気通信役務契約等状況報告
都道府県別態様別最大速度別契約数

2022年 3月 31日 現在

サービスの種類 FTTHアクセスサービス(自己設置)

事業者名 東日本電信電話株式会社

態様	区分																			合計			
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの										共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの										IRU		
最大速度	100Mb/s	200Mb/s	1Gb/s	10Gb/s							小計	100Mb/s	200Mb/s	1Gb/s						小計			
都道府県																							
北海道	136,994	205,777	393,504	0							736,275	157,613	28,547	161,262							347,422	1,083,697	56,337
青森県	35,557	58,532	115,358	0							209,447	10,834	3,074	18,063							31,971	241,418	29,679
岩手県	41,967	65,260	117,020	0							224,247	16,044	2,893	18,987							37,924	262,171	23,597
宮城県	60,635	107,613	188,811	0							357,059	61,458	11,401	72,835							145,694	502,753	33,337
秋田県	36,600	54,605	83,646	0							174,851	8,572	1,996	12,922							23,490	198,341	22,902
山形県	43,801	58,618	94,470	0							196,889	10,339	2,219	16,131							28,689	225,578	31,431
福島県	74,529	94,256	176,286	0							345,071	24,918	5,642	41,834							72,394	417,465	55,981
茨城県	83,550	128,680	276,959	0							489,189	35,653	9,888	64,615							110,156	599,345	29,040
栃木県	60,569	84,985	170,823	0							316,377	18,349	7,571	47,473							73,393	389,770	12,308
群馬県	75,401	95,695	181,182	0							352,278	17,861	7,227	48,230							73,318	425,596	14,388
埼玉県	169,668	256,212	514,690	0							940,570	228,241	26,981	181,832							437,054	1,377,624	6,005
千葉県	147,554	235,388	445,703	0							828,645	195,063	31,894	192,714							419,671	1,248,316	35,625
東京都	266,558	409,340	805,261	9,221							1,490,380	861,554	133,269	786,765							1,781,588	3,271,968	3,803
神奈川県	179,390	298,253	584,311	0							1,061,954	395,114	56,750	336,720							788,584	1,850,538	0
新潟県	76,361	118,519	195,885	0							390,765	26,613	7,165	39,450							73,228	463,993	23,511
富山県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
石川県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
福井県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
山梨県	31,043	39,855	71,796	0							142,694	13,112	2,901	21,236							37,249	179,943	3,822
長野県	73,639	91,477	178,444	0							343,560	24,874	6,025	39,328							70,227	413,787	11,166
岐阜県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
静岡県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
愛知県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
三重県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
滋賀県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
京都府	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
大阪府	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
兵庫県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
奈良県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
和歌山県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
鳥取県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
島根県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
岡山県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
広島県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
山口県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
徳島県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
香川県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
愛媛県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
高知県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
福岡県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
佐賀県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
長崎県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
熊本県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
大分県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
宮崎県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
鹿児島県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
沖縄県	0	0	0	0							0	0	0	0							0	0	0
合 計	1,593,816	2,403,065	4,594,149	9,221	0	0	0	0	0	0	8,600,251	2,106,212	345,443	2,100,397	0	0	0	0	0	0	4,552,052	13,152,303	392,932
参 考 事 項											各契約者の住所に基づき都道府県別に契約数を計上しているもの 事業者数: 契 約 数: 各契約者の住所に基づき都道府県別に契約数を計上していないもの 事業者数: 契 約 数:												
	卸先事業者(注2)																						

- 注1 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス及び他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービスごとに別業とすること。
- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。以下この様式において同じ。)には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めることとし、当該電気通信事業者の契約数を当該都道府県別に自らの契約数に含めているもの及びそうでないものごとに、「参考事項」の項に当該電気通信事業者の数及び契約数の合計数を記載すること。
- 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。)には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する契約数を自らの契約数として含めないこと。
- 4 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を自らの契約数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る契約数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの契約数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。
- 5 最大速度とは、契約約款等に定める最大通信速度をいう。
- 6 地方公共団体からIRU(Indefeasible Right of User: 破棄し得ない使用权)により調達した設備によりサービスを提供している場合には、「IRU」の欄に契約数を再掲すること(毎報告年度末時点の契約数を報告する場合に限る。)
- 7 注2及び注4に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本工業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 9 記載する都道府県及び最大速度の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。